

2021年4月22日

内閣総理大臣
菅 義偉 様

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦
(公印省略)

緊急事態宣言の再発令に対する要請

緊急事態宣言の再発令に伴う休業要請の対象として、百貨店、商業施設、テーマパーク、飲食店等の検討が行われている。それら事業所で一定期間にせよ休業が実施されれば、昨年の緊急事態宣言時と同様、取引先（アパレルや食品製造等）を含め、売上が激減し、事業継続への影響や雇用調整が発生する懸念がある。

百貨店、飲食店などは、業界団体が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守した感染防止対策を徹底して創意工夫を重ねながら営業を継続している。また、衣食住に関する商品やサービスを提供しており、住民生活を支えるインフラ機能を有していることから、下記の対応を要請する。

記

1. 事業継続による雇用維持の観点も含め、休業要請は行わず、感染防止の徹底や来店人数の制限などを行ったうえでの営業継続を認めること。
2. 仮に一定の営業制限を実施せざるをえない場合には、企業規模に関係なく事業継続支援（十分な協力金の支給、税や社会保険料の納入猶予の再延長など）を行うこと。併せて、雇用維持対策（雇用調整助成金の特例措置の延長や大企業の助成率を中小企業と同じにするなど）を行うこと。

以上